

岩国人絹町しろへび駅伝大会実行委員会 規約

(名称)

第1条 この会は、岩国人絹町しろへび駅伝大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、岩国人絹町しろへび駅伝大会の実施を目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 岩国人絹町しろへび駅伝大会の実施に関する事
- (2) その他、目的達成のために必要な事業に関する事

(組織)

第4条 実行委員会は、岩国人絹町しろへび駅伝大会の趣旨に賛同する個人、団体等をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会には、委員長1名、副委員長若干名、監事1名、会計1名を置く。

- 2 委員長は、実行委員の互選で選出する。
- 3 その他の役員は、委員長が実行委員会の同意を得て選任する。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代行する。
- 3 会計は実行委員会の収支を管理する。
- 4 監事は、実行委員会の業務執行の状況及び会計を監査する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は、委員長が召集し、議長を務める。

- 2 会議は、事業の実施に関する重要事項を審議決定する。
- 3 委員長は、必要があると認める時には、委員以外の者を実行委員会の会議に出席させ発言させることができる。
- 4 実行委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決すると

ころによるものとする。

(運営委員会)

第8条 実行委員会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第5条で定められた役員および委員長の指名する運営委員で構成する。
- 3 運営委員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 実行委員会に付議すべき事項
 - (2) その他、実行委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4 委員長は、必要があると認める時には、第2項で定めた構成員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

(経費)

第9条 実行委員会の経費は、エントリー費、協賛金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務局は、山口県岩国市に置く。

(会計年度)

第11条 実行委員会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(解散)

第12条 実行委員会は、実行委員会の会議において解散の決議があったときに解散する。

- 2 解散する場合に、残余財産の処分は実行委員会の会議において決定する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成25年11月1日に制定、即日施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、平成25年11月1日 から平成26年3月31日までとする。

岩国人絹町しろへび駅伝大会実行委員会 名簿

実行委員長 天羽 満則
副実行委員長 藤本 等
副実行委員長 宮部 秀文
監事 酒井 恒嘉
会計 天羽 洋子
運営委員長 峰 正彦

東地区をより良くする会
人絹町商工連盟
東地区自治会連合会
東長寿連合会
東地区子供会育成協議会
東地区民生児童委員協議会
東料飲組合
ボーイスカウト
ガールスカウト
東小中学校校庭開放委員会
東地区社協体育振興部
東中学校
東小学校
岩国ファミリーテニスクラブ
東母親クラブ
婦人会
東小学校PTA
東小クラブ
東中学校育友会
岩国地域スポーツボランティア運営協議会
岩国交通安全協会東分会
帝人株式会社
日本製紙株式会社
(一財)岩国市体育協会